

商店街デジタル化推進事業の募集開始

デジタル技術の活用による商店街の活性化を応援します！

東京都は、デジタル技術を活用し、来街者の利便性向上や新たな販売機会の創出等に取り組む商店街を支援するため、「商店街デジタル化推進事業」を実施しています。

キャッシュレス端末やアプリの開発・構築などデジタル機器等の導入に要する経費への支援と、本事業で過年度に機器等を導入した場合、効果的に機器等の運用を図っていくためのサポートを行うことで、商店街のデジタル化をより一層後押しします。募集内容は以下の通りですので、お知らせします。

募集の概要

1 補助対象者

都内の商店街、商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所

2 補助対象事業

- ①キャッシュレス：商店街等が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組
- ②デジタル活用：商店街等がアプリの開発、ECサイトの構築等デジタル技術を活用し、活性化を図る取組
- ③活用・運用支援：過年度に本事業の採択を受けた商店街等が、導入機器等の活用・運用を図る取組

(補助対象経費)

デジタル導入費用	○キャッシュレス端末やデジタル機器の購入 ○ソフトウェア（アプリ・ECサイト・各種システム等）の開発・構築 等
コーディネート費用	○導入・運用計画の策定や詳細設計、効果検証等の専門家からの支援を受ける費用
サポート費用	○会員店舗向けに実施する導入機器・システム等の操作研修の実施 ○導入機器・システム等の操作に関するヘルプデスクの開設・運用 等
広報・PR費用	○商店街のデジタル化の取組に関する広報・PR

3 補助率等

補助対象事業で掲げた①～③の取組における補助率等は以下の通りです。

- ① 9／10 以内 （補助限度額 1, 500 万円）
- ② 9／10 以内 （補助限度額 1, 000 万円）
- ③ 9／10 以内 （補助限度額 100 万円）

※①～③の取組は併願可能です。

4 募集期間

令和 7 年 4 月 1 0 日（木）～ 6 月 6 日（金）

5 申請方法

1 郵送による申請

申請書類及び関係書類を下記の宛先に郵送

【宛先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側
東京都産業労働局商工部地域産業振興課

2 国が運営する補助金の電子申請システム（jGrants）による申請

※募集要項及び申請書類・様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

（jGrantsによる申請受付開始時期は、ホームページにてお知らせします。）

【東京都産業労働局HP～魅力ある商店街づくりに関すること-商店街デジタル化推進事業補助金】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>

